様式第14号(第11条関係)

丸亀市保育士修学資金等返還額等決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長

下記のとおり丸亀市保育士修学資金等返還額等を決定したので通知します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貸付金の種類 | 返還すべき額 | 返還方法、返還期間、1回の返還額 |
| 修学資金 | 円 | 一括　・　分割  　年　　月から　　　　年　　月まで  　　　　　　　　円（最終回　　　　　円） |
| 入学資金 | 円 | 一括　・　分割  　年　　月から　　　　年　　月まで  　　　　　　　　円（最終回　　　　　円）） |
| 就職準備金 | 円 | 一括　・　分割  　年　　月から　　　　年　　月まで  　　　　　　　　円（最終回　　　　　円） |
| 備考 |  | |

注　各月分の返還期限は、当該月の末日とします。

なお、正当な理由なく返還期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、貸付けを決定した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を求めます。

注　本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由がない限り、この決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。